

## (11) 褒賞規程

### (総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第4条第12号の規程に基き、褒賞に関してはこれを規定する。

### (対象)

第2条 褒賞は本会の内外を問わず、本会の発展並びに卓球界のために貢献、功績、功労のあった個人および団体を対象とする。

### (種類)

第3条 褒賞は次の二種類とする。

- 1) 表彰状
- 2) 感謝状

### (表彰状授与の選定基準)

第4条 本会の会員等で、次の各号の一つに該当するときは、表彰状を授与しこれを表彰することができる。

- 1) 多年にわたり本会の役員として、その職務に精励し、本会の発展に功労のあったもの。
- 2) 本会加盟団体および加盟団体支部の役員として、多年にわたりその職務に精励し、加盟団体の発展に功労のあったもの。
- 3) 公認審判員等の資格を有し、その職務に精励し、本会の発展に功労のあったもの。
- 4) 多年にわたり本会加盟団体等を賛助し、その功績が顕著なもの。
- 5) 本会を代表してオリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会、アジア選手権大会にて、優秀な成績を残したもの。
- 6) 本会理事会において、特に表彰に価すると認められたもの。

### (感謝状贈呈の選定基準)

第5条 本会および本会加盟団体の協賛者で、次の各号の一つに該当するときは、感謝状を贈ることができる。

- 1) 多年にわたり本会および本会加盟団体の事業を協賛し、事業の発展並びに卓球界に多大の貢献があったもの。
- 2) 本会の事業を通じ、特別の貢献があり、次の各項に該当するもの。
  - ① 多額の寄付を寄せられた団体および個人。
  - ② 本会が主催（主管）する各種全国大会等において、開催地元として特別の貢献があった団体および個人。
  - ③ 競技力向上のための強化合宿、合同練習等で積極的な支援、協力を寄せられた団体および個人。
  - ④ 外国遠征先等において、協力、援助を寄せられた団体および個人。
  - ⑤ 地域（各ブロック）指導に貢献した個人あるいは団体。

(副賞または記念品)

第6条 表彰等を行うにあたって、副賞または記念品を贈ることができる。副賞および記念品については理事会において決定する。副賞又は記念品の作成費用は本会が負担するものとする。

(申請)

第7条 本会会長及び加盟団体長は、本規程第4条および第5条に該当すると認めるときは、別に定める様式により推薦理由を付して申請することができる。

(選考審査および決定)

第8条 被褒賞者及び副賞、記念品については、本会総務担当理事において審査選考し、理事会の承認を得て決定する。ただし、以下の被褒賞者については、次の方法によって決定することができる。

- 1) 第4条 3) については、ルール・審判委員会による審査選考を行ったのちに理事会の承認を得て決定する。。
- 2) 第5条 2)
  - ① 第5条 2) ①については、本条の規定による。
  - ② 第5条 2) ②については、当該委員会の提案によって予め運営会議の承認を得るか、または大会会長以下の本会派遣役員の合意によって決定する。
  - ③ 第5条 2) ③、④、⑤については、当該責任者からの具申により担当理事（担当理事の承認を経て当該委員長）が決定する。

(時期)

第9条 表彰および感謝状の贈呈は、必要に応じ随時本会会長名によってこれを行うものとする。ただし加盟団体長に委嘱し、加盟団体毎に表彰式を行うことができる。

(回数)

第10条 被褒賞は特別な場合を除き、原則として1回とする。

- 附 則 この規程の改廃は理事会においてこれを決定する。
- 2 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。
  - 3 この規程は平成29年3月11日一部改訂、平成29年3月11日より施行する。